

## 第2章 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

### 6 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 滞在による業務開始届

1 事 案	施術者が県外に滞在して業務を行おうとするときは、あらかじめ業務を行う場所、施術者の氏名その他省令で定める事項を、滞在して業務を行おうとする地の都道府県知事に届け出る。
2 根拠法令	法9条の4、則24条
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2（進達1、控1）
5 添付書類	（1）施術に従事する者の施術者免許証の写* <sup>1</sup> （2）業務に従事する施術者の本人確認ができる書類* <sup>2</sup>
	*1：免許証の写 施術者免許証の原本を保健所に持参し原本照合を受けること。 *2：本人確認ができる書類 運転免許証又は健康保険証等の本人確認ができる書類の原本
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 進達
7 審査要領	（1）届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。 （2）届出者と届出者印は相違ないか。なお、訂正印にも同一のものが使用されているか。 （3）施術者と添付の免許証写に相違はないか。 （4）業務開始前に届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。 （5）運転免許証等確認書類は同意が得られれば写を添付、得られない場合は原本確認の旨記載。 （6）滞在は1日であっても本届出の対象となること。 （6）本届は施術者が届出義務を負うものであるため、施術者以外（個人や法人等）による届出は受け付けないこと。
8 備考	

(様式6)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 滞在による業務開始届

- 1 業務の開始年月日                   年    月    日
- 2 滞在期間                            年    月    日 ~       年    月    日
- 3 業務の種類                        あんま ・ はり ・ きゅう
- 4 業務の場所
- 5 業務に従事する施術者の氏名(フリガナ)・住所及び晴盲の別

(フリガナ)

氏 名

住 所

TEL

上記のとおり、届出をします。

年    月    日

住 所 〒

(フリガナ)

氏 名

印

長崎県知事

様